

2024年11月18日

お客さま各位

呉信用金庫

(株)オリエントコーポレーション ローン契約規定改定のお知らせ

日頃は、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

2024年11月18日をもちまして「くれしんフリーローンゆとり〈(株)オリエントコーポレーション保証付き〉」のローン契約規定を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

改定後の規定をご要望の際は、当金庫ホームページに掲載いたしますので、そちらをご覧ください。

記

1. 規定改定日

2024年11月18日（月）

2. 改定内容

商品名の改定について、本規定に反映します。

詳細は、次項の「新旧対照表」をご覧ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

呉信用金庫 営業統括本部 個人営業統括部

担当：菅野

電話 0823-24-1224

## 新 旧 対 照 表

————が改正部分

改 正 後	改 正 前
<p>ローン契約規定</p> <p>第1条（契約の成立） ～第14条（報告及び調査）省略</p> <p>第15条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 借主及び連帯保証人は、借主（借主が法人にあつてはその代表者を含む）又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない物、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、<u>テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資金凍結当の対象として指定する者</u>、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以下、省略</p>	<p>ローン契約規定</p> <p>第1条（契約の成立） ～第14条（報告及び調査）省略</p> <p>第15条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 借主及び連帯保証人は、借主（借主が法人にあつてはその代表者を含む）又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない物、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以下、省略</p>